

麗澤大学国際学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程（令和2年度以降入学者用）

令和2年4月1日制定

令和4年4月1日最近改正

（目的）

第1条 この規程は、麗澤大学学則（以下「学則」という。）第46条の5の規定に基づき、国際学部の授業科目の履修及び単位認定について定めることを目的とする。

（教育課程の編成）

第2条 国際学部の教育課程は、次の各号に掲げる専攻ごとに編成する。

- (1) 日本学・国際コミュニケーション専攻
- (2) 国際交流・国際協力専攻
- (3) グローバルビジネス専攻

2 学生は入学時に、前項に規定する専攻のうち1つを選択し、その専攻の教育課程に従って授業科目を履修するものとする。

3 前項で選択した専攻は、入学後2年以内に限り、変更することができる。この場合の手続き等については、麗澤大学転部・転専攻に関する規程の定めるところによる。

（授業科目の区分）

第3条 前条の各専攻に開設する授業科目は、学科専門科目、学部共通科目、全学共通科目、卒業研究科目及び日本語科目に区分される。

2 前項の学科専門科目は、さらに基礎専門科目及び上級専門科目に区分され、基礎専門科目及び上級専門科目にはそれぞれA群科目の区分が含まれる。

3 第1項の学部共通科目には、初年次教育科目の区分が含まれる。

4 第1項の全学共通科目は、さらに道徳科目、情報科目、外国語科目、キャリア科目及び一般教養科目に区分される。

5 前4項の各科目区分に開設される授業科目の配当年次及び履修方法は、【別表1～3】のとおりとする。

（コース）

第4条 次の各号に掲げるとおり、各学科に履修のコースを置く。なお、各コースの履修方法等の詳細については、別に定める。

(1) 国際学科

- ア Japan Studies コース
- イ 多文化共生コース
- ウ 国際協力コース

(2) グローバルビジネス学科

ア Global Business Studies コース (GBS コース)

イ グローバル経営コース

ウ グローバルファイナンス・AI コース

エ アジア太平洋ビジネスコース

2 日本学・国際コミュニケーション専攻の学生は前項第1号のア、イ、国際協力・国際交流専攻の学生はイ、ウのいずれかのコースを入学後に選択する。

3 グローバルビジネス専攻の学生は、第1項第2号のいずれかのコースを入学後に選択する。なお、Global Business Studies コース (以下、GBS コースという。) は1年次から、その他のコースは2年次から開始する。

(順次履修)

第5条 【別表1~3】の「順次履修欄」に「★」印が記載された授業科目については、ローマ数字の小さい順に履修する (I→II→III→…の順で履修する) ことを原則とする (以下「順次履修」という)。なお、この場合において、例えば、「I」は「II」に対して「下位の科目」、「II」は「I」に対して「上位の科目」とする。

2 順次履修において上位の科目を履修する場合は、下位の科目の単位を修得することが必要となる。ただし、学部が認める理由によって順次に履修できない場合は、下位の科目の単位を修得しなくても上位の科目の履修を許可する場合がある。

3 授業科目名の末尾に「A B C D・・・」等のアルファベットが付されたものについては、原則としてアルファベットの順によらず、履修できる。ただし、担当教員が授業内容の継続性や関連性等を考慮して、個別に履修条件を設定する場合は、その指示に従わなければならない。

4 9月入学生については、国際学部運営委員会の議を経て、順次履修の原則によらない履修を認める。

(必修、履修必修、選択必修、選択の定義)

第6条 第7条以降に規定する卒業に必要な単位に関する「履修区分」の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 必修科目 卒業のために必ず単位修得しなければならない科目。単位が修得できるまで、定められた方法によって再履修しなければならない。

(2) 履修必修科目 国際学部が履修することを必要と認め、履修が義務付けられる科目。単位修得できなかった場合、原則として再履修は認めない。

(3) 選択必修科目 卒業に必要な単位数が定められた科目群に含まれる科目の中から、任意に選択することができる科目。

(4) 選択科目 学生が任意に選択できる科目。

(修得必要単位数)

第7条 各専攻の卒業に必要な単位数は、次の【表1】に示すとおり、各科目区分の修得必要単位数を

充足した合計 124 単位とする。なお日本語を第一言語としない者は、日本語科目を履修しなければならない。ただし、修得単位を卒業要件に含めることはできない。

【表 1】

科目区分等		専攻		日本学・国際コミュニケーション専攻（日本語を第一言語とする者）	日本学・国際コミュニケーション専攻（日本語を第一言語としない者）	国際交流・国際協力専攻	グローバルビジネス専攻（日本語を第一言語とする者）	グローバルビジネス専攻（日本語を第一言語としない者）
大区分	中区分							
学科 専門 科目	基礎 専門 科目	A 群	22	14	22	24	24	
		その他	32	26	30	34	34	
	上級 専門 科目	A 群	8	7	4	16	16	
		その他	28	31	24	26	26	
学部 共通 科目	初年次教育科目		4	4	4	6	6	
	その他		6	6	8	4	4	
卒業研究科目		8		8	8	8	8	
全学 共通 科目	道徳科目	4	4	4	4	4		
	情報科目	4	4	2	4	4		
	外国語科目	12	4	12	16	10		
	キャリア科目	6	6	6	6	6		
	一般教養科目							
自由選択科目		18		29	20	12	18	
合 計		124		124	124	124	124	
日本 語科 目				別に定める			別に定める	

（学科専門科目の履修方法）

第 8 条 各専攻の学科専門科目については、【別表 1～3】に示すとおり、基礎専門科目及び上級専門科目を履修し、各科目区分の必要単位数を修得する。

- 2 日本学・国際コミュニケーション専攻においては、基礎専門科目の A 群科目のうち、「JIC アカデミックスキルズⅡ A」及び「JIC アカデミックスキルズⅡ B」はともに「JIC アカデミックスキルズⅠ」の上位科目とする。また「JIC アカデミックスキルズⅢ A」は「JIC アカデミックスキルズⅡ A」の、「JIC アカデミックスキルズⅢ B」は「JIC アカデミックスキルズⅡ B」の上位科目とする。
- 3 国際交流・国際協力専攻においては、基礎専門科目の A 群科目のうち、「国際交流演習Ⅲ」及び「国際協力演習Ⅲ」はともに「IEC 基礎演習Ⅱ」の上位科目とする。
- 4 グローバルビジネス専攻においては、【別表 4】に示すとおり、基礎専門科目を履修ものとする。

（学科専門科目の仮進級及び単位認定方法）

第9条 学科専門科目のうち必修かつ順次履修となる科目については、下位の科目の単位が修得できなかった場合、第23条に規定する出席時数を満たし、かつ第22条に規定する成績評価が「D」（59点～40点）である者は、仮進級として上位の科目の履修を認める。その場合、下位の科目の単位認定方法を次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 仮進級となる上位の科目の履修は、単位を修得できなかった下位の科目を履修した次学期のみとし、次学期に上位の科目を履修しなかった場合、若しくは修得できなかった場合は、下位の科目を不合格（D評価）とする。
- (2) 仮進級した上位の科目の成績評価が「C」以上の場合、下位の科目の単位を追加で認定し、その評価点は、第26条に規定する再試験による評価点を準用する。
- (3) 仮進級した上位の科目の成績評価が「D」以下の場合、下位の科目及び上位の科目の双方ともに単位の修得を認めない。

2 日本学・国際コミュニケーション専攻においては、「JIC アカデミックスキルズ I」の成績評価が「D」である者は、仮進級として「JIC アカデミックスキルズ II A」及び「JIC アカデミックスキルズ II B」の履修を認める。仮進級した科目の成績評価が1科目でも「C」以上の場合、「JIC アカデミックスキルズ I」の単位を追加で「C」で認定する。

3 国際交流・国際協力専攻においては、「IEC 基礎演習 II」の成績評価が「D」である者は、仮進級として「国際交流演習 III」及び「国際協力演習 III」の履修を認める。仮進級した科目の成績評価が1科目でも「C」以上の場合、「IEC 基礎演習 II」の単位を追加で「C」で認定する。

（学部共通科目の履修方法）

第10条 学部共通科目については、【別表1～3】に示す科目を履修し、必要単位数を修得する。なお、事情により「スタートアップセミナー」の単位を修得できなかった学生、9月入学生及び編入学生は個別に対応する。

（卒業研究科目の履修方法）

第11条 卒業研究科目については、日本学・国際コミュニケーション専攻及び国際交流・国際協力専攻においては「専門ゼミナール A・B」及び「卒業研究 A・B」、グローバルビジネス専攻においては「ゼミナール A・B・C・D」の合計8単位を同一担当者の下で順次に履修することを原則とする。学部運営委員会の協議によって、順次履修を解除することがある。

2 前項の定めにかかわらず、特別の事由のある場合に限り、国際学部運営委員会の議を経て、別の担当者の下での履修を認める場合がある。

（全学共通科目の履修方法）

第12条 全学共通科目については、【別表1～3】に示す科目を履修し、各科目区分の必要単位数を修得する。

2 外国語科目については、専攻ごとに次の各号に定めるとおり履修する。ただし、第一言語の外国語科目としての履修及びその語学検定等による単位の修得は、原則として認めない。

(1) 日本学・国際コミュニケーション専攻（日本語を第一言語とする者）

必修単位数 12 単位は、「English Communication I・II」を履修し、かつ英語又は英語以外の同一言語（「特別演習 A・B」、「海外語学研修 I・II」、「海外語学研修（TOEIC 対策）I／II」、「English Communication E／F／G／H」を除く）を履修することで修得する。

(2) 日本学・国際コミュニケーション専攻（日本語を第一言語としない者）

必修単位数 4 単位は、「English Communication I・II」を履修することで修得する。

(3) 国際交流・国際協力専攻

必修単位数 12 単位は、「English Communication I・II」を履修し、かつ英語又は英語以外の同一言語（「特別演習 A・B」、「海外語学研修 I・II」、「海外語学研修（TOEIC 対策）I／II」、「English Communication E／F／G／H」を除く）を履修することで修得する。

(4) グローバルビジネス専攻（日本語を第一言語とする者）

必修単位数 16 単位は、「English Communication I・II」「TOEFL A・B」「English Summer Seminar」を履修し、かつ英語 6 単位（「海外語学研修（TOEIC 対策）I／II」、「English Communication E／F／G／H」は除く）を履修することで修得する。

(5) グローバルビジネス専攻（日本語を第一言語としない者）

必修単位数 10 単位は、「English Communication I・II」、「TOEFL A・B」、「English Summer Seminar」を履修することで修得する。

3 前項の定めにかかわらず、日本語を第一言語としない者は、日本語の学力判定の結果に基づき日本語能力を基準としたコース別に定められた日本語科目を履修することが求められる。その履修方法については、別に定める。

4 グローバルビジネス専攻の「English Summer Seminar」の履修方法については、別に定める。

5 科目等履修制度により外国語学部における教職課程を希望する学生については、外国語学部開講科目である「English for Communication I・II・III・IV」の修得単位を国際学部開設科目である「English Communication I・II・III・IV」に代替することができる。

6 外国語科目のうち順次履修となる科目については、第 17 条にもとづき履修する言語の語学力に応じて順次履修の原則によらない履修を認めることがある。

（外国語科目の仮進級及び単位認定方法）

第 13 条 外国語科目のうち順次履修となる科目について、下位の科目が不合格（D 評価）となった場合は、第 9 条第 1 項の規定を準用し、上位の科目の履修を認める。その場合の下位の科目及び上位の科目の単位認定方法についても同様に第 9 条第 1 項の規定を準用する。

2 仮進級となる上位の科目の履修は、不合格（D 評価）となった下位の科目を履修した次学期のみとし、次学期に上位の科目を履修しなかった場合、若しくは修得できなかった場合は、下位の科目を不合格（D 評価）とする。

（自由選択科目の履修方法）

第14条 第8条から第12条に定められた科目区分等ごとの必要単位数を超えて修得した単位は、自由選択科目の必要単位数に含めることができる。

2 前項の必要単位数には、他学部で開設する教職に関する科目を含めることができない。ただし教職に関する科目のうち他学部各専攻の専攻専門科目に配置されている科目については含めることができる。

3 他学部及び本学大学院で開設する科目を履修した単位数は、自由選択科目の必要単位数に含めることができる。

(上級専門科目・卒業研究科目を履修するにあたっての条件)

第15条 上級専門科目及び卒業研究科目を履修するためには、次の【表2】に示す基礎専門科目の単位を、各専攻で定める単位数以上修得していることを必要とする。

【表2】上級専門科目・卒業研究科目を履修するための基礎専門科目の単位修得必要数

専攻 \ 科目区分	基礎専門科目の単位数
日本学・国際コミュニケーション（日本語を第1言語とする者）	22
日本学・国際コミュニケーション（日本語を第1言語としない者）	18
国際交流・国際協力	21
グローバルビジネス（日本語を第1言語とする者・しない者）	24

2 海外提携大学に留学する者及び9月入学生については、この規定を適用しない。

3 日本語を第一言語としない者のうち、第12条第3項に定める日本語B群の履修を指定された者については、この規定を適用しない

4 1学期末に基礎専門科目の単位修得必要数を満たした場合は、2学期から上級専門科目、卒業研究科目の履修を可能とする。

(留学時の履修及び単位認定)

第16条 留学先の大学において履修し、単位を修得した科目を本学で修得した科目として単位認定する場合は、次の各号に掲げる原則で単位認定を行う。

(1) 本学で修得を必要とする必修科目は、留学先において修得した科目が当該科目に相当する内容を有する場合に限り、本学の必修科目名として単位認定を行う。

(2) 前号以外の科目については、留学先において修得した科目の内容に相当する本学部の開設科目のある場合は、その科目区分に従い、本学の科目名で単位認定する。適切な科目のないものは、自由選択科目として留学先での修得科目名で単位認定する。また、海外における語学学修の単位は、外国語科目(各国語I～IV、各国語特別演習、海外語学研修)及び自由選択科目として留学先での修得科目名で単位認定する。

(3) 前2号の単位認定にあたっては、留学先の授業実態(単位制度を含む)などが異なるため、留学先別に定める規則による。

(4) 卒業研究科目については、担当教員に遠隔指導及び海外における調査・研究をもって、当該科目の単位認定を行う。留学前に担当教員と相談して授業計画を作成し、それにもとづいて学修成果を報告するものとする。

2 留学先大学において履修すべき言語の外国語科目が開設されていなかった場合は、第5条に規定する順次履修の原則にかかわらず、帰国後の学期において、開講されている上位の外国語科目の履修を認める。

(検定試験等による単位の認定及び先行履修)

第17条 全学共通科目の外国語科目・情報科目及び簿記等については、学則第49条の2(大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修)に相当する語学検定・資格検定等の学修の成果により、【別表5～6】に基づき単位を認定する。ただし、日商簿記3級を除き、この学修は、申請日から起算して2年以内に修得したものに限る。

2 上記科目の認定を受けようとする者は、「単位認定申請書」に「当該学修の成績証明書等」を添付して所定の期日までに教務・教育支援室に提出しなければならない。

3 一度単位認定を受けた場合の2回目以降の認定単位数は、成績表に基づく認定単位数からすでに認定を受けた単位数を差し引いた単位数とする。

4 前3項により単位認定を受けた者は、認定単位数内で、【別表7～8】に定める科目の先行履修を認める。この認定を受けようとする者は、「先行履修申請書」に「当該学修の成績証明書等」を添付して所定の期日までに教務・国際交流課に提出しなければならない。

(履修科目の登録・履修者数の調整)

第18条 授業科目の履修にあたっては、定められた期日までに履修科目の登録(以下「履修登録」という。)をしなければならない。

2 履修登録科目の取消・追加は、定められた期間に行わなければならない。ただし、通年科目については、第2学期での取消しは認めない。

3 履修科目の授業時間が重なっている科目の重複登録は原則として認めない。

4 既に単位を修得した科目の履修登録は認めない。

5 授業を行う上での適正規模を維持するために、履修者数の調整を行うことがある。

(履修登録単位数の上限)

第19条 学生が各学期に登録できる履修科目の合計単位数は、1・2年次は20単位、3年次は18単位を限度とする。

2 前項の定めには次の各号に掲げる単位は含めない。

(1) 教職に関する科目

(2) 第17条第1項に定める検定試験等による認定科目

(3) 千葉県単位互換制度、放送大学等での履修科目

(4) スタートアップセミナー

(5) 海外語学研修、短期海外研修による認定科目

- (6) 海外留学提携校への留学で修得した単位互換科目
 - (7) 集中講義科目
 - (8) 主に通常の授業期間以外に大学外(国内・国外)で行われる科目
 - (9) 中国ビジネスプログラム参加者の中国語科目
 - (10) 各国語特別演習 AB (英語・ドイツ語・中国語・韓国語)
 - (11) 日本語科目
- 3 第1項の定めにかかわらず、卒業年次あるいは特別な事情がある場合には、限度単位数を超えて履修登録できる。
- 4 留学参加予定者及び留学した者の履修登録単位数の上限については、別途定める。

(履修許可を必要とする授業科目)

第20条 「自主企画ゼミナール」「多文化共生プロジェクト A・B・C・D」を履修する場合は、あらかじめ国際学部運営委員会の議を経て許可を得なければならない。

(単位認定の時期)

第21条 単位の認定は学期ごとに行うことを原則とする。一度認定した単位については、原則として変更を認めない。

(成績評価)

第22条 成績評価の S・A・B・C・D・E の表記は、次の【表3】に基づくものとする。

【表3】

評価	S	A	B	C	D	E
取得点数	100~90	89~80	79~70	69~60	59~40	39~0

- 2 学則第49条及び第50条の規定に基づいて他大学等において履修した科目を認定したときは、前項の表記によらず、「T」(Transfer)表記とする。
- 3 学則第49条の2の規定に基づいて学修した科目を認定したときは、前項の表記によらず、「P」(Pass)表記とする。

(単位修得に必要な出席時数・公欠等)

第23条 各科目における単位修得の条件については、原則としてシラバスで定める。

- 2 単位を修得するには、原則として出席時数が授業時数の3分の2以上なければならない。ただし、このことは、それ以上出席すれば自動的に単位が修得できることを意味するものではない。
- 3 次の各号に掲げる事由による授業の欠席は止むを得ないものとみなし、「公欠扱い」とする。この取扱いを希望する学生は、所定の用紙により所轄部署を通じて担当教員に届け出なければならない。
- (1) 学生が学生代表として、大学が特に認める行事に参加するとき
 - (2) 他団体等からの要請を受けて国際学部運営委員会にて「公欠扱い」と認定されたとき

- (3) 配偶者及び2親等以内の親族が死亡したとき（配偶者10日以内、父母（養父母を含む）7日以内、祖父母、兄弟姉妹3日以内）
- (4) 教育職員免許状取得のための教育実習及び介護等体験に参加するとき
- (5) 授業に伴うボランティア活動に参加するとき
- (6) 本学が認める進学、就職試験を受けるとき
- (7) 学校保健安全法に基づき出席停止となる感染症に罹患したとき
- (8) 裁判員候補者又は裁判員として裁判所の呼び出しに応じて出頭するとき
- (9) その他本学が認めたとき

（追試験）

第24条 止むを得ない事由で単位認定に必要な試験を受けられない者のために、「追試験」を行うことがある。追試験を希望するときは、あらかじめその理由を証明する文書を添付した「追試験願」を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 追試験料は、1科目につき1,000円とする。
- 3 前項の追試験料は、次の各号に掲げる理由の場合で、その事実を証明する書類を添付して願い出があった時は徴収しない。
 - (1) 公欠対象の法定伝染病…安静治療、隔離を要する旨を明記した診断書
 - (2) 忌引(二親等以内)…会葬礼状等
 - (3) 公共交通機関の遅延…当該交通機関の遅延証明書

（再試験）

第25条 卒業見込者（履修登録した科目の単位を修得することにより卒業必要単位を満たす可能性のある者）で、履修した一部の科目が単位不認定のため卒業必要単位数を充足できなかった学生に対し、「再試験」を行うことがある。再試験の対象となるためには、第22条に規定する出席時数を満たし、かつ第21条に規定する成績評価が「D」（59点～40点）でなければならない。再試験の実施要領は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 再試験は、2科目を限度として学生の願い出に基づき実施する。
 - (2) 再試験の対象科目は、当該年度に履修登録した科目とする。ただし、集中講義の科目及び「卒業研究科目」は対象から除く。
 - (3) 実施時期は、第1学期については8月下旬とし、第2学期については2月下旬とする。
- 2 再試験料は、1科目につき1,000円とする。

（再試験における評価点）

第26条 再試験によって単位を認定する場合の評価点は、次の【表4】に基づくものとする。

【表4】

取得点数	評価点	取得点数	評価点
100～96	69	79～76	64
95～92	68	75～72	63
91～88	67	71～68	62

87～84	66	67～64	61
83～80	65	63～60	60

(編入及び転部・転専攻学生に関する履修の取り扱い)

第 27 条 編入及び転部・転専攻学生に関する履修の取り扱いは別に定める。

(事務の所管)

第 28 条 この規程に関する事務は、大学事務局**教務・国際交流課**が所管する。

(規程の改廃)

第 29 条 この規程の改廃は、国際学部運営委員会及び大学執行部会議の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行（全部改正）する。

3 この規程は、令和 3 年 9 月 6 日から改定施行する。

4 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。